

普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する

質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十七年二月二十六日

糸數慶子

参議院議長山崎正昭殿



普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て用土砂の奄美群島等からの採取・搬出に関する

### 質問主意書

本年二月十六日、翁長沖縄県知事は、名護市辺野古崎沖における普天間飛行場代替施設建設事業の一環として沖縄防衛局が海底に設置したコンクリート製のいわゆるトンブロックが、昨年八月の沖縄県の岩礁破碎許可の区域外での設置であるとして、作業の停止を指示した。このトンブロック設置により、海底のサンゴ礁が回復不能なほど損傷したおそれがある。政府は、この停止指示に応ずる姿勢を見せていないが、こうした深刻な環境破壊を伴う作業は直ちに中止すべきと考える。

こうした普天間飛行場代替施設建設事業による環境破壊は、沖縄県外にも広がる動きを見せている。政府は、埋立て工事に使用する土砂について、鹿児島県の奄美大島や徳之島、瀬戸内海圏域からの採取・搬出を計画しているとされるが、こうした採取・搬出は当該地域の環境を破壊するのみならず、不用意に動植物の卵や種子等の移動・攪拌をもたらすことで辺野古の海にも深刻な影響を与えるおそれがある。政府は、こうした計画についてその有無も含めて全貌を明らかにした上で、直ちに活動を中止し、辺野古から退去すべきである。

よつて、以下質問する。

一 普天間飛行場代替施設建設事業における埋立て作業に際して、どのくらいの量の土砂が必要と見積もつているのか、政府の見解を明らかにされたい。

二 政府は、前記一において必要と見積もつてある土砂について、どの地域から採取・搬出する予定であるのか、具体的な地域名を明示した上で、当該採取・搬出の計画の詳細を明らかにされたい。

三 沖縄県外の地域からの土砂の採取・搬出は、当該地域の環境を破壊するとともに、辺野古の海に地域外の土砂に含まれる外来の動植物の卵や種子等が運び込まれることで沖縄固有の生態系に悪影響を与えるおそれがある。このような土砂の採取・搬出に伴う環境破壊や生態系へ悪影響を与える可能性について、政府の認識を示されたい。

また、こうした沖縄県外からの土砂の採取・搬出について、普天間飛行場代替施設建設事業の環境影響評価に際して、その対象となつたのか明らかにされたい。仮に対象となつていなかつた場合、改めて土砂の採取・搬出について環境影響評価を行うべきと考えるが、政府の見解を明らかにされたい。

右質問する。